

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う
交通指導取締り上の留意事項等について（例規）

平成18年11月28日付け秋本交指第244号
警察本部長から各所属長あて

1 概要

この例規は、自動車運転代行業者の業務に関して行われる最高速度違反、違法駐停車、過労運転等の道路交通法令違反については、運転者の検挙のみならず、自動車運転代行業者による下命・容認等の違反行為があった場合には、道路交通法に定める公安委員会の指示や自動車使用制限の活用により、自動車運転代行業者に対する責任追及を行うこととなるが、その際の留意事項等について定めたものである。

2 運転代行業務に関して行われる違反行為に係る指示

自動車運転代行業者による運転代行業務に関して行われる最高速度違反行為、過積載違反行為、過労運転につき、公安委員会は次に掲げる場合において、その防止のため必要な措置を講ずるよう指示することができる。

- (1) 自動車運転代行業者（以下「運転代行業者」という。）が、代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者による最高速度違反を防止するために必要な運行の管理を行っていないとき。
- (2) 運転代行業者が、随伴用自動車につき過積載車両に係る措置命令がされた場合において、当該車両に係る過積載を防止するために必要な運行の管理を行っていないとき。
- (3) 運転代行業者が、代行運転自動車又は随伴用自動車の運転者による過労運転を防止するために必要な運転の管理を行っていないとき。

3 指示の方法

2に掲げる公安委員会の指示は、その内容を具体的に記載した「指示書」を交付して行われる。

4 運転代行業務以外の業務に関して行われる違反行為に係る指示

運転代行業者の業務のうち運転代行業務以外のものに関して行われる最高速度違反行為、過積載違反行為又は過労運転についての公安委員会の指示は、運転者が運転代行業者以外の者である場合にのみ、「道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限並びに同法第22条の2第1項等の規定による指示及び当該指示に係る同法第75条の2第1項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準について（例規）」（平成18年11月28日付け秋本指第243号）に定める基準を必要な読替えを行った上で運用して行う。